

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問・意見内容	回答
1	落札者決定基準	5	第2					維持管理企業のエ)にHACCPに関する相当の知識を有していること。(※2)とありますが、注釈※2については、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の維持管理実績も含まれるという解釈で宜しいでしょうか。またその場合、様式2-11にHACCPに関する相当の知識を有することを証明する書類は任意とありますが、維持管理業務の管理現場の一覧表などを添付すればよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 証明する書類は、民間等が実施している講習等の受講証明書を想定しておりますが、HACCP対応施設に携わった実績が把握できる資料であれば可とします。
2	落札者決定基準	5	2				※2	「HACCPに関する相当の知識を有している」とは、HACCP 対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。」と記載が御座いますが、これらについて分かる任意様式書類の添付にて、様式2-8及び、様式2-10～2-12における「HACCPに関する相当の知識を有していること。」の添付資料条件を満たすとの理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。